

「環境影響評価条例等の一部改正案」に対する意見提出手続 (パブリックコメント)の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和4年4月28日

宮城県では、「環境影響評価条例等の一部改正案」について、令和4年1月26日から令和4年2月25日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、4人から合計7件(重複意見3件あり)の貴重な御意見・御提言をいただきました。御意見・御提言を踏まえ、計画策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

御意見・御提言に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

	御意見・御提言の内容(要旨)	宮城県の考え方
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画概要書の制度化は、賛成 (同種の意見他1件) ・ その公表及び住民への説明については、住民周知が実効性を伴ったものとなるようにしてもらいたい。公告には、地方紙掲載も含めてもらいたい。 ・ 事業者側に対し、説明会の実質化についての努力義務を課し、さらに双方の発言内容を記録化する条項を加えてもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会の周知対象範囲やその周知方法については、事業者に対し、あらかじめ、事業計画地の市町村と協議することを義務付けることとしています。 ・ また、説明会での発言記録については、御意見を踏まえ、説明会等で得られた地域住民等の意見とその対応を方法書に記載することで、地域住民等の意見に配慮した方法書の作成を義務付け、より実効性を担保することとします。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光・風力発電事業に係る規模要件の見直しは、反対 (同種の意見他2件) ・ 理由等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 適用対象下限を大幅に上げることは、論理一貫性を欠く。 ➢ 仙台市が条例の適用対象外なのは、非都市部に負担を押し付ける施策であり、納得できない。 ➢ 要件緩和により景観破壊が進み、山地を傷つけることは土砂災害の引き金となる。鳥類全般を含む自然環境への侵襲度が高く、ゾーニングマップを無視した事業計画もある。 ➢ 風力発電の低周波音による人的被害の科学的根拠は確立されていない。 ➢ 規模要件未満の近接地での事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電事業については、令和3年10月の法の規模要件の改正にかかる考え方を踏まえて、条例の規模要件を見直します。 ・ 条例第1種事業については、国のスクリーニングで法第2種事業の手続が不要とされた事業を対象とすることとしているため、規模要件を改正後の法第2種事業の規模要件と同じ37,500kW以上に見直すこととしております。 ・ また、条例の第2種事業の規模要件は、高さ方向の影響を加味した最新の知見に基づき、対象とする面積指標を100haより厳しい50haに相当する出力とした法の考え方に倣い、条例の面積指標50haより厳しい25haに相当する出力25,000kW以上に見直すこととしております。 ・ さらに、これまで、自然公園など環境を保全すべき地域にのみ適用されていた条例第2種事業の規模要件を、地域限定を廃止することで、県全域(仙台市を除く)に拡大することとしております。 ・ 太陽電池発電事業については、対象事業の規模の指標を、これまで出力又は面積としていましたが、国と整合を図り、現行の規模要件である面積に相当する出力(第1種事業 30,000kW

	<p>業といったアセス逃れや、住民が知らない間の開発によりトラブルの増加が強く懸念される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 規模要件の緩和は、調和条例の制定等が未了の市町村への一層無秩序な事業展開を招く。 ➤ 廃棄費用積立制度は、制度運用が実証的に確立されていない。 ➤ 宮城県は、原発を抱えているだけで、発電事業に関して、住民は十分なリスクを被っている。 	<p>(75ha 相当)、第2種事業 20,000kW(50ha 相当))とすることとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、風力発電事業と同様に、第2種事業の対象を県全域(仙台市を除く)に適用させることとしております。 ・ なお、仙台市は、環境影響評価手続に係る条例を制定しているため、県が制定する本条例の対象となりません。 ・ 今回の改正は、環境影響評価の対象となる「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」として条例で捉えるべき規模要件の指標 50ha を基本に見直すものです。 ・ 今後も、周知機会の新設等による環境コミュニケーションの拡充など制度の充実に取り組んでまいります。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」のゾーニング区分ごとに風力発電事業規模要件を設定していただきたい。 ・ 昨年 6 月 15 日閣議決定の森林・林業基本計画で、我が国の森林は「緑の社会資本」と位置付け将来にわたり、森林を適切に整備及び保全していかなければならないとしている。 ・ 奥羽山脈緑の回廊、水源涵養林や保安林指定の国有林は、今や宮城県が威信をかけて将来世代に残さなければならぬ貴重な森林になっている。 ・ これ以上、将来世代の水道水の確保にかかわる再生可能エネルギー発電用地などの大規模な林地開発を輕易に申請できないよう、国有林だけ事業規模要件を特別な条例にしていきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国においては、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全や、本来想定されている土地利用の在り方等も踏まえた検討を進めており、これらの国の検討状況を注視し、今後とも必要な検討を行ってまいります。
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容3について 条例対象事業者への報告・立入機会の拡充、条例違反等通知規定もありがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な制度となるよう運用してまいります。